

① 交通環境の整備について

交通環境の充実は、まちづくりの重要な課題だと考える。移動の際に、利便性や安全性が保たれることは住民生活においても優先される課題である。そこで以下の事に質問する。

(1) 県道33号高田郷付近渋滞解消対策について

県道33号線長崎多良見線の高田郷付近の渋滞は、渋滞の頻度及びその距離が拡大されている。朝夕のラッシュ時は常時渋滞し、平日・週末の日中でも渋滞がたびたび起きる。高田郷の住民はもちろん事、高田郷以外の住民からも渋滞解消の声が多く聞かれる。渋滞解消の対策を考えるべきではないか。

(イ) 具体的な対策は検討しているのか。

(ロ) 渋滞の要因の一つに、工事の大型車両の交通がある。高田南土地区画整理事業の土砂排出車両と吉無田郷区画整理の土砂排出車両が頻繁に通行する。事業所への相談など渋滞時には別ルートでの通行の検討ができないか。

(ハ) 高田越中央線の国道206号につながる道路を、ラッシュ時に長崎市方向に向けて一方通行にできないか。

(2) コミュニティバス（乗り合いタクシー）拡大について

現在一部地域でコミュニティバスや乗り合いタクシーが運行されているが、コミュニティバス、乗り合いタクシーの拡大は、高齢化社会の対策に重要な施策だと思う。現状の課題と今後の考えを質問する。

(イ) 実証運行がされて利用者の意見など課題は何か

(ロ) ルート増や時間帯の増は考えられないか。

(ハ) 百合野団地から長与町側に運行する便ができないか。

(ニ) 今後必要と思われる地域をどう考えているのか。

② 介護保険利用の住宅改修制度について

介護保険制度に住宅改修の事業は、介護認定を受けた利用者が、住宅を改修し居宅で生活できる環境を整える制度である。

先般、厚生労働省の通達により住宅改修事業の制度を受ける場合、2社以上の見積もりを取り申請するようケアマネジャーに指導が行われた。

本通達はいくまでも申請者に指導を行うもので、2社以上見積もりは強制的なものではないと考える。そこで質問するが

(1) 本通達を踏まえ、本町ではどのように取り組んでいるのか。

(2) 申請者が見積もりを取らない、とれない場合はどのように対応しているのか。

(3) 見積額が適正と見受けられれば、2社以上の見積もりは不要ではないか。

③ 公共施設管理箇所の草払いについて

町民から寄せられる要望の中に、公共施設管理箇所の草払いの要望が多々聞かれる。最近では、西高田・東高田を流れる高田川中の雑木。西高田元木付近の国道歩道陸橋高田橋の歩道。東高田町営住宅管理用地などである。いずれも不定期に草払いが行われているようだが、定期的な草払いが必要ではないか。特に、歩道雑草は通学時の児童生徒に影響を与える場合がある。

(1) 管理箇所の草払いはどのように計画しているのか。

(2) 定期・定時の対応ができないのか。